

分野	I 賠償	分野内の整理	2. 賠償の情報について
----	------	--------	--------------

1. これまでの取組みと成果の概要（現状）

- ・対象者22,168人、請求者21,237人、賠償請求状況は精神的損害に対する賠償は95%程度、財物は請求開始が75%程度まで達しており、計画策定時よりも状況は進展している。ただし、東電発表であり、個人情報保護の観点から請求者の情報は非開示。
(→未請求者の中には、東電の社員や自らの意思で賠償請求しない人、本来は対象外だが混乱に乗じて仮払い請求を受けたものなども含まれる。本当に請求が困難な方はかなり限られてくる。)
- ・平成25年4月中旬にアンケート実施。30%超の回答。一定程度のニーズ把握等はできたが、自由記述などを中心に賠償に関する噂話や他人の事例を又聞きした情報などが多く、事例集作成などに使用できる情報はほとんど集まらなかった。
- ・賠償の事例集や実績集、財物賠償の計算例などの作成も検討したが、95%の方が請求済みの中で作成しても無用な混乱を招く恐れもあり、作成は実施しない予定。
- ・全国や県内各所で弁護士等による無料相談回答を実施しているが、利用がほとんどなく、ニーズがあるのか不明。

2. 部会での議論の概要（課題）

- ・町民それぞれが、賠償についての知識や認識に違いがあり、混乱している。無料相談会の利用が少ないことなどもニーズがないというよりは、何を相談してよいか分からない状態。
- ・個別具体の事例集や実績集などの必要性はあるものの、不公平感や更なる混乱を招く恐れがあるため、慎重な対応が必要
- ・本来、個別の事例に対応するための相談窓口が機能していない。東京電力の対応者により認められるケースが異なってしまう。また、社員の異動が頻繁で、継続的に相談することが難しい状況。
- ・文書や広報、HPによる周知方法からさらに踏み込まないと、町民に正しい情報を周知するのは難しい。

3. 部会からの提言（課題解決のための提言）

- ①賠償に関しての基本的な情報を改めて整理し、町民に正しく伝えること。また、周知の際には、自治会長などによる周知・伝達や、送付する文書を開封してもらえるような工夫をこらすなど、より踏み込んだ周知方法を検討し、実施すること。
- ②町民それぞれに事情が異なる個別のケースなどにおいては、相談の受け皿となる東京電力の体制の是正をこれまで以上に強く申し入れるとともに、浪江町役場の相談体制も強化していくこと。また、個別の事例集や実績集については、現時点では無用な混乱を避ける意味でも、無理に作成する必要はないが、今後の賠償の進展や状況の変化に合わせ、必要に応じて作成を検討すること。

4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）

- ①賠償情報の整理
 - ・これまで示されている賠償に関する情報を改めて整理し、分かりやすい形での周知
 - ・今後新たに示されていく事項について、実績集や事例集の作成を検討
- ②情報発信の強化
 - ・自治会長、行政区長、民生委員などとの連携強化による、情報周知体制の構築
 - ・送付物を開封してもらえる方法の検討
 - ・東京電力のテレビCMなど、メディアを使った情報発信策の検討(周囲からの目が厳しくなる点に留意する必要もある)
- ③賠償に関する相談体制の強化
 - ・東京電力の相談体制の是正・強化に向けての要望継続
 - ・無料相談会のテーマを絞ったり、座談会形式で開催するなど、町民が参加しやすい工夫を検討
 - ・自治会長等と連携して、無料相談会の周知を強化
 - ・役場の相談体制の強化
- ④未請求者支援と個人情報保護
 - ・情報開示できるような特例が認められるよう、国、東京電力へ継続要望
 - ・賠償手続きの際に、請求情報を役場に提供できるよう、町民から同意確認する項目を追加するなど、役場が未請求者情報を把握できるような仕組みづくり